

加盟店の皆さまへ : お客様へ必ずお渡しください

～訪問販売のお申込みをされたお客様へ～

## 特定商取引法の一部改正に伴うご案内と 第三書面ご確認のお願い

令和4年1月4日に「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されました。

これに伴い、特定商取引法の規制を受ける販売類型を行う取引においては、令和4年6月1日以降において、書面に加えて電磁的記録（電子メール・FAX等）によるクーリング・オフの申し出が可能となることをご案内いたします。

### ◆改正点

- 令和4年6月1日以降、電磁的記録（電子メール・FAX等）によるクーリング・オフの通知が可能となります。

### ◆お客様へのお願い

- 裏面の「売買契約等のクーリング・オフのお知らせ」をご確認ください。
- 「ショッピングクレジット申込書」・「ショッピングクレジット契約について」（第二書面）と併せて本「売買契約等のクーリング・オフのお知らせ」（第三書面）をよくお読みください。また、クレジット申込書・第二書面と併せて本第三書面を一緒に保管ください。

## 売買契約等のクーリング・オフのお知らせ

1. 訪問販売でお申込みされた場合、本書面を受領した日を含む8日間は、書面又は電磁的記録(電子メール・FAX等)により無条件に売買契約等のクーリング・オフができます。但し、第二書面記載の「★適用除外について」に該当する場合は、売買契約等のクーリング・オフはできませんのでご注意ください。
2. 売買契約等のクーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑して売買契約等のクーリング・オフをしなかったときは、改めて売買契約等のクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは売買契約等のクーリング・オフができます。
3. 売買契約等のクーリング・オフをした場合、
  - ① 販売店に対し損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。また商品の引取や権利の返還に要する費用は販売店の負担となります。
  - ② 訪問販売により商品を使用し、役務の提供を受け又は特定権利の行使により施設を利用等した場合でも、販売店に対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
  - ③ 販売店に支払った金銭は速やかにその相手方から返還を受けられます。
  - ④ 役務の提供に伴い土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で原状回復を販売店に請求できます。
4. 売買契約等のクーリング・オフの効力は、下記書面又は電磁的記録(電子メール・FAX等)を発信した時から生じます。下図のようにハガキに必要事項をご記入のうえ販売店宛に郵送いただくか、もしくは販売店の電磁的記録(電子メール・FAX等)受付先へ通知してください(郵送方法の場合、簡易書留扱いが確実です。電磁的記録(電子メール・FAX等)の場合、販売店のメールアドレス、URL、FAX番号等は販売店にお問合せください)。下図のカッコ内は、わかる範囲内でご記入ください。

◆ご注意  
売買契約等のクーリング・オフをしても、同時にクレジット契約のクーリング・オフをしたことにはなりませんのでご注意ください。売買契約等とクレジット契約の両方をクーリング・オフをする場合は、クレジット会社にもクレジット契約のクーリング・オフをする旨をご連絡ください。

郵便はがき	
切手	□□□□-□□□□
・フリガナ ご住所 フリガナ ご契約者名 電話番号	○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○

右記日付の申込みは撤回し、又は契約は解除します。

④	商品・役務の名	書面受領日	申込日
③	電話番号	○年○月○日	○年○月○日
②	販売店住所		
①	販売店名		